

公益社団法人 男鹿市シルバー人材センター 会 員 就 業 規 約

平成3年10月1日	施 行
平成 6年4月1日	一部改正
平成15年4月1日	一部改正
平成24年4月1日	一部改正

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人男鹿市シルバー人材センター（以下「センター」という。）会員の就業に関する事項を定めるものである。

(センターにおける就業)

第2条 センターは、定款の目的に基づき、会員が自発的な働く意欲と希望によりその能力を発揮できる就業の機会を提供し、相互共助・共働の実を上げようとするものである。

2 会員は、就業に当たって社会的地位、門地、性別、信条、宗教、国籍等の理由で差別的取扱いを受けない。

第2章 就 業

(仕事の受注)

第3条 センターにおける仕事の受注は、会員から付託を受けセンターが一括してその交渉に当たるものとし、会員は、発注者と受注又は作業条件等につき、直接の交渉当事者とならない。

(仕事の配分手順等)

第4条 センターは、受注した仕事について、就業希望会員とあらかじめ仕事の配分手順、作業時間、完了予定日、配分金等について打合せを行い、就業する会員の合意を得るものとし、その決定事項を文書に記録するものとする。また、センターは、会員の就業に対し適切な助言をするものとする。

2 会員は、就業報告書を携行し、契約内容に即した仕事に従事した上、その状況

を就業報告書に記録し、本人及び発注者の確認を行い、就業の終了又は就業報告書締切期日後、速やかにセンターに提出しなければならない。

(健康と能力に応じた就業と安全衛生)

第5条 センターは、その受託した仕事との関係において、就業会員の安全衛生、災害防止等に配慮するとともに、会員の健康と能力に応じた就業を提供するよう努力するものとする。

(就業時間)

第6条 会員の就業時間は、会員の健康と福祉を配慮して、原則として1日8時間を上回らないものとする。ただし、センターの職務の性質、就業場所、季節などの事情により、その始業、終業、休憩時間、休日等の基準について、別に定めることができる。この場合、労働基準法を尊重して定めるものとする。

(就業上の注意)

第7条 会員は、就業に当たり、相互に次の点に留意すること。

- (1) センターから提供された仕事について誠実に履行するよう努めること
- (2) やむを得ない事情で約束の仕事に従事できない場合は事前にセンターに届出ること
- (3) 工作上知り得た業務上の機密事項及び発注者（委託者）の不利益になることは他人に漏らさないこと
- (4) 就業に当たっては安全衛生の確保に万全の注意を払い、事故、災害発生の防止に努めること
- (5) 就業に先立ち仕事の契約内容を十分把握し、契約以外の作業に従事してはならない

(就業の終了)

第8条 会員は、次の場合に該当するときは、その就業を終了する。ただし、就業の終了に当たり、センターは会員に対して予告又は通告するものとする

- (1) 死亡したとき
- (2) 本人から就業をとりやめたいという申立てのあったとき
- (3) 就業の定められた期間が満了したとき
- (4) 天災事変、その他やむを得ない事由によって仕事の継続が不可能となったとき
- (5) 本人の就業がその健康と福祉に反すると認められたとき
- (6) 会員として、センターの目的と名誉に反する行為がしばしばあるとき

第3章 共同作業

(共同作業の留意事項)

第9条 会員が共同作業を必要とする場合は、以上の就業に関する定めに加え、次の点に留意すること。

- (1) 就業会員は、その中からリーダーを互選する。リーダーは会員の作業手順、安全衛生、健康状態、休息时间、会員相互の連携及び発注者との打合せなどにつき、センターに協力すること
- (2) 就業会員は、仕事の遂行について相互に助け合い協力すること
- (3) 就業会員は、常に明るい雰囲気の下で就業できるよう、共同責任分担の精神をもって努力すること
- (4) 就業会員が就業中、ケガをし、又は身体や健康状態が異常となるなど、若しくは、第11条に相当する事故が発生するなどの不測の事態が発生したときは、共同作業中の会員は、直ちにリーダー及びセンター又は発注者に連絡を行うなどの応急の措置をとるようにすること

第4章 保 険

(傷害保険)

第10条 会員の就業中等における死傷病については、「シルバー人材センター団体傷害保険」約款の定めるところにより、補償されるものとする。

- 2 傷害者、共同作業会員又は会員の家族は、事故後遅滞なくその内容等をセンターに届けて指示に従うこと。

第5章 損害保険

(損害保険)

第11条 会員が就業中、発注者又は第三者の身体若しくは財物に損害を与えたときは、「シルバー人材センター総合賠償責任保険」約款の定めるところにより、賠償を担保されるものとする。ただし、会員の自己負担額は、免責分の金額以内とする。

- 2 会員の故意又は重大な過失による、又は自動車の所有、使用、管理に起因する賠償責任が発生したときなど「シルバー人材センター総合賠償責任保険」で担保できない賠償は、会員が負うものとする。

第6章 雑 則

(規約の改廃)

第12条 この規約の改廃は、理事会において決定し総会に報告するものとする。

附 則

- 1 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項の定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規約の施行日の前日までに、解散前の社団法人男鹿市シルバー人材センター一会員就業規約によりなされた手続きその他の行為は、この規約の相当規定によりなされたものとみなす。